

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
171	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下関市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県下関市長

公表日

令和3年8月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき実施する予防接種に係る情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務を行う場合に使用する。 ①予防接種を実施し、管理するための事務 ②予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務 ③予防接種を受けた者等からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る事務
③システムの名称	・予防接種管理システム ・ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項(利用範囲) ・番号法第19条第5号(特定個人情報の提供の制限 委託先への提供) ・番号法第19条第15号(特定個人情報の提供の制限 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・別表第一(第10項・第93項の2) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二(16の2項・3項、第18項・第115項の2) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第13条 (情報照会) 1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二(16の2項・3項、第18項・第115項の2) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第13条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	下関市 保健部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	下関市 総務部 総務課 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 電話 083-231-1132
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	下関市 保健部 健康推進課 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 電話 083-231-1366
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	下関市 こども未来部 こども保健課、下関市保健部 保健医療課	下関市 保健部 健康推進課	事後	平成30年4月1日付機構改革
令和1年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	柿澤 満絵(こども保健課)河本敏子(保健医療課)	秋本 江利子	事後	平成30年4月1日付人事異動
令和1年6月25日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ課名及び電話番号	下関市 こども未来部 こども保健課 電話083-231-1447 下関市 保健部 保健医療課 電話083-231-1530	下関市 保健部 健康推進課 電話083-231-1366	事後	平成30年4月1日付機構改革
令和1年6月25日	1. 特定個人情報ファイル③システムの名称	予防接種管理システム	総合健康管理システム、共通管理システム	事後	平成30年1月新システム導入
令和1年6月25日	リスク対策		追加	事後	
令和3年7月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)	予防接種法(昭和23年法律第68号。)及び予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による
令和3年7月20日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・別表第一(第10項)	・別表第一(第10項・第93項の2)	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による
令和3年7月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・別表第二(第18項)	・別表第二(第18項・第115項の2)	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による
令和3年8月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二(16の2項・3項、第18項・第115項の2) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第13条	(情報提供) 1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二(16の2項・3項、第18項・第115項の2) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第13条 (情報照会) 1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二(16の2項・3項、第18項・第115項の2) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第13条	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき実施する予防接種に係る情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務を行う場合に使用する。 ①予防接種を実施し、管理するための事務 ②予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき実施する予防接種に係る情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務を行う場合に使用する。 ①予防接種を実施し、管理するための事務 ②予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務 ③予防接種を受けた者等からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る事務	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付開始
令和3年8月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	予防接種管理システム	・予防接種管理システム ・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付開始
令和3年8月11日	2. 特定個人情報ファイル名	母子保健管理情報ファイル	予防接種管理ファイル	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付開始
令和3年8月11日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項(利用範囲) ・別表第一(第10項・第93項の2) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項(利用範囲) ・番号法第19条第5号(特定個人情報の提供の制限 委託先への提供) ・番号法第19条第15号(特定個人情報の提供の制限 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・別表第一(第10項・第93項の2) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付開始